

平成22年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘区民ホール）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘区民ホールの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

(3) 代表者

理事長 萩原 潔

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------|
| 平成22年4月21日 | 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議） |
| 5月17日 | 平成22年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議） |
| 6月17日 | 平成22年第二回練馬区議会定例会
（練馬区立区民ホール条例改正案議決） |
| 8月1日 | ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始 |

- 8月9日 募集説明会（参加団体数11）
- 8月27日 応募書類受付（応募団体数6）
- ～9月2日
- 9月10日 経営診断委託
- 10月10日 第2回指定管理者選定小委員会
（プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点）
- 11月4日 平成22年度第3回指定管理者選定委員会
（応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立光が丘区民ホールを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。また、指定管理者選定小委員会では、平成22年10月10日に、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程が整備されていること。情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、理事会・役員会の構成が親族等に偏らず適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されていること。

(4) 運営実績

練馬区内で特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、光が丘高齢者センターなど多くの施設を指定管理者として管理運営し、今後も安定した運営を行う能力を有していること。また、それらの施設での運営管理の評価が高いなど、十分な実績を残していること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

サービスの低下を招くことなく、職員が兼務できるところは兼務し、窓口受付業務、

舞台操作、保守点検業務など再委託できるものは再委託と、コストを抑えた無駄のない人員配置をしていること。また、法人が運営する区内の事業所が人的、物的な協力をし、効率的でバランスのとれた経営を目指していること。

(6) 受託への熱意・意欲

区内で展開している法人事業所間のネットワークを活用し、職員の質の向上や利用者サービスの向上を目指すこと。施設内および近接の高齢者施設等の運営実績および地域性をいかし、区民の文化および福祉の向上に貢献していく意欲があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として、衛生委員会、事故防止委員会を設置しており、併設の高齢者センター等と合同で委員会を設置する提案があること。ヒヤリハット報告書、日常点検シートなど各種様式を活用し、事故発生予防の観点から日々の点検を行うこと。区民センターと合同の自衛消防訓練に積極的に参加するほか、災害時等活動手順書を整備し運用するなど危機管理に対する継続的な取組の提案があること。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、積極的に協力する姿勢があること。法人が運営する他の事業所でのノウハウをいかし、人的、物的に協力する提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

利用者からの苦情を解決するための規程が整備されていること。意見箱やアンケートを通して利用者の要望等を把握し、コンプライアンスと地域からの期待に基づいた対応を徹底していくこと。人権問題が発生した場合は、区へ報告・協議し、注意喚起の掲示をするなど、問題発生の予防に迅速に対処していくこと。

(10) 職員の育成

法人が主催する研修への参加や、併設施設に配置している各種専門職が講師となり実施する職場内研修への受講を積極的に促し、衛生管理やお客様対応など、職員の質の向上に努めていること。

(11) 団体の理念・姿勢

「人権尊重を理念とし、地域で最も信頼され、喜ばれるサービスの提供を、効率的でバランスのとれた経営をもって行い、区民福祉の向上を図る」という法人の経営理念が、事業報告書に明記されていること。

また、法人の理念を確実に実現するため、事業団員の行動規範を定め、職員に対

して周知・徹底していること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

区内事業者であり、職員の採用に当たり区民の雇用に推進していく考え方であること。

また、再委託および物品調達等について、区内業者を優先していく考えを持っていること。

(13) 事業等の提案

併設の高齢者センターと連携し、様々な情報を集約した光が丘区民ホール便り（仮称）の発行、また、地域福祉情報コーナーなどを活用した登録サークルや各部屋の紹介、活用法の提案、各種事業やイベント情報の提供など、各種情報の集約と発信に関する提案があること。現在、区民ホールを利用して高齢者センターで実施している映画会、囲碁大会、ダンスパーティー、演芸会などの事業を、区民ホールとの共催事業と位置づけ、より効率的に充実させて実施する、という提案があること。

問い合わせ先

練馬区区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課管理係

電話 03(5984)1523(直通)

FAX 03(3557)1351

指定管理者（社会福祉法人練馬区社会福祉事業団）の評価結果

（練馬区立光が丘区民ホール）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 （1）補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 （2）事業効率の状況 （3）資金力の有無 （4）借入金の返済能力の有無 （5）経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 （1）個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 （2）情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 （1）法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） （2）理事会・役員会などの構成の適正性 （3）理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 （1）同種の施設を運営するに足る実績の有無 （2）既に運営している施設の状況 （3）過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組 （1）人員配置の適正性 （2）多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 （3）再委託の範囲の適正性 （4）事業計画と収支計画の適正性 （5）経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 （1）施設設置目的との整合性 （2）具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 （1）日常的な点検体制の有無・程度 （2）危機管理体制の有無・程度 （3）管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 （1）現在のサービス水準の維持 （2）利用者ニーズに対応するための提案内容 （3）質の高いサービス提供に向けた提案内容 （4）施設に関する区の計画・方針に対する理解 （5）練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 （6）併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） （1）苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 （2）利用者への公平公正な対応 （3）利用者等の人権に対する姿勢 （4）職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 （1）職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 （1）団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 （2）団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 （1）区内事業者である （2）区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） （3）再委託における区内事業者の活用 （4）物品の区内業者からの調達	20点	16点
13 事業等の提案 （1）利用者ニーズに対応するための提案内容	5点	4点
合 計	100点	80点